

特許適格性解析に関する July 2015 Updated Guidance を USPTO が発行

2015年08月07日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2014年12月16日付で暫定的な審査手引きの改訂版（**2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility**）が官報で公示され、2014年12月16日以降の審査に既に適用されています。その後、2015年1月27日に、USPTOは、コンピュータ関連発明に関し、特許可能な発明主題の Examples（**Examples: Abstract Ideas**）を公開し、パブリック・コメントを募集しました。

上記のパブリック・コメントを受け、USPTOは、2015年7月30日付で最新版（"**July 2015 Update on Subject Matter Eligibility**"）を官報で公示しました。最新版は、前回の改訂版（**2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility**、発行日：2014年12月26日）を取り消すものではなく、あくまでも前回の手引きを補充するものです。なお、USPTOは、今回の改訂版に対してパブリック・コメントの募集を開始しました。期限は2015年10月28日に設定されています。

以下に、"**July 2015 Update on Subject Matter Eligibility**"について説明します。

【全 10 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.